

検討会の進め方について（案）

- 1 産業遺産情報センターに関する検討会（以下「検討会」という。）においては、産業遺産情報センターの機能、設置場所、展示方法等について検討を行う。
- 2 検討会は、原則として非公開とし、議事要旨及び検討会で配布された資料を速やかに公表する。ただし、座長が特に必要と認める時は、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
- 3 このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。